

令和３年第４回氷川町議会定例会会議録（第１号）

令和３年９月９日

午前１０時００分開会

於 議 場

１．議事日程（第１日目）

日程第 １ 会議録署名議員の指名

日程第 ２ 会期の決定

日程第 ３ 諸般の報告

日程第 ４ 行政報告

報告第 ４号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について

報告第 ５号 令和２年度氷川町健全化判断比率等の報告について

日程第 ５ 承認第 ４号 専決処分の報告及び承認について

日程第 ６ 承認第 ５号 専決処分の報告及び承認について

日程第 ７ 議案第３１号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 ８ 議案第３２号 令和３年度氷川町一般会計補正予算（第３号）について

日程第 ９ 議案第３３号 令和３年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第１０ 議案第３４号 令和３年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第１１ 議案第３５号 令和３年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第１号）について

日程第１２ 認定第 １号 令和２年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第１３ 認定第 ２号 令和２年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１４ 認定第 ３号 令和２年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１５ 認定第 ４号 令和２年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１６ 認定第 ５号 令和２年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第１７ 同意第 ３号 氷川町教育委員会委員の任命について

日程第１８ 同意第 ４号 氷川町教育委員会委員の任命について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	西 尾 正 剛	2 番	木 下 厚
3 番	河 口 涼 一	4 番	清 田 一 敏
5 番	長 尾 憲二郎	6 番	吉 川 義 雄
7 番	上 田 俊 孝	8 番	三 浦 賢 治
9 番	上 田 健 一	10 番	松 田 達 之
11 番	片 山 裕 治	12 番	米 村 洋

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 平 山 早 苗 書 記 小 田 尊 之

6. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	藤 本 一 臣	副 町 長	平 逸 郎
教 育 長	太 田 篤 洋	総 務 課 長	濤 岡 美智代
企画財政課長	増 永 光 幸	税 務 課 長	岩 本 博 美
町 民 課 長	尾 村 幸 俊	福 祉 課 長	山 本 昭 義
農業振興課長	増 住 豪 二	農 地 課 長	前 崎 誠
建設下水道課長	星 田 達 也	地域振興課長	村 上 孝 治
会 計 管 理 者	橋 本 智 明	学校教育課長	西 田 美 子
生涯学習課長	荒 平 健 二	代表監査委員	島 田 博 行

開会 午前１０時０２分

-----○-----

○議長（米村 洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和３年第４回氷川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（米村 洋君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定によって、５番、長尾憲二郎君、６番、吉川義雄君を指名します。

-----○-----

日程第２ 会期の決定

○議長（米村 洋君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から９月１７日までの９日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から９月１７日までの９日間とすることに決定しました。

-----○-----

日程第３ 諸般の報告

○議長（米村 洋君） 日程第３、諸般の報告を行います。

今回、受理した請願・陳情等はお手元に配りました、請願・陳情等一覧表のとおりです。この４件は資料を配付します。

次に、例月現金出納検査、備品監査及び補助金監査が実施され、その報告書が提示されていますので報告します。

次に、令和３年第１回八代広域行政事務組合議会臨時会が開催され、会議録が提出されていますので報告します。

なお、これらの報告書及び会議録等は議会事務局に保管してありますので、ご自由に関覧願います。

次に、令和３年７月２０日、熊本県町村議会議長会常任委員長及び議会運営委員会委員長研修会が大津町で開催され、片山委員長、清田委員長、三浦委員長が出席しましたので報告します。

次に、令和３年８月２５日に、熊本県町村議会正副議長研修会が開催され、松田副議長が出席しましたので報告します。

これで諸般の報告を終わります

-----○-----

日程第 4 行政報告

報告第 4 号 宮原まちづくり株式会社の経営報告について

報告第 5 号 令和2年度氷川町健全化判断比率等の報告について

日程第 5 承認第 4 号 専決処分の報告及び承認について

日程第 6 承認第 5 号 専決処分の報告及び承認について

日程第 7 議案第31号 氷川町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第 8 議案第32号 令和3年度氷川町一般会計補正予算（第3号）について

日程第 9 議案第33号 令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第34号 令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第35号 令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第12 認定第 1 号 令和2年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第13 認定第 2 号 令和2年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第14 認定第 3 号 令和2年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15 認定第 4 号 令和2年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16 認定第 5 号 令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第17 同意第 3 号 氷川町教育委員会委員の任命について

日程第18 同意第 4 号 氷川町教育委員会委員の任命について

○議長（米村 洋君） 日程第4、報告第4号、宮原まちづくり株式会社の経営報告についてから、日程第18、同意第4号、氷川町教育委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

町長の行政報告及び提案理由の説明を求めます。

町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 皆さま、おはようございます。

二十四節気の一つ、白露を過ぎまして、朝夕は秋の気配を感じるころとなりましたが、議員各位には日々ご活躍のこととお喜びを申し上げます。

本日は令和3年第4回氷川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに大変お忙しい中にお集りいただきまして大変ありがたく思っております。

また日頃より、町政運営にあたりまして、格段のご理解とご協力を賜り、おかげをもちまして事務事業、施策につきましても概ね順調に進捗をいたしております、心より感謝とお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、近隣市をはじめ県内及び国内において、新規感染者数が爆発的に増加をいたしました。第5波が到来しており、大変心配をいたしております。

町内においても断続的に感染者が発生しております、昨年からの累計では昨日現在で59名を数えております。継続して、町民の皆さまへ防災行政無線を活用して、新しい生活様式の実践による自分を守り、周りの人を守る行動を徹底していただくよう注意喚起を行っているところであります。

また、感染予防のワクチン接種を実施いたしておりますが、ご承知のとおり、希望したワクチン量の供給が不足をしております、当初の計画どおりには実施できていない状況であり、困惑をいたしておりますが、そのような中であっても、いち早く接種が完了できるよう尽力してまいりたいというふうに思っております。

ちなみに対象者である12歳以上の直近の接種状況でございますが、1回接種を完了された方が7,811名、74.6パーセントの状況であります。2回接種を完了された方が6,841名、65.3パーセントの進捗状況であります。

新型コロナウイルス感染症対策への支援につきましては、国・県の支援に加え、地方創生臨時交付金を活用した町単独の支援策を講じております。その進捗につきましては、各常任委員会においてご確認をいただきたいというふうに存じておりますが、今回、本年度第2次の支援策について取りまとめましたので、本定例会へ補正予算の提案をするものであります。

なお、感染拡大予防のため、地蔵祭り、敬老会、梨マラソン大会、秋季町民体育祭陸上競技大会、道の駅ウォーキング大会等々、イベントの中止を決定いたしております。また、熊本県民体育祭八代大会も中止となりましたことをご理解いただきたいというふうに思います。

さて、令和3年度も5カ月を経過いたしました、主な事業の進捗状況をご報告いたします。

竜北地区湛水防除事業につきましては、排水機場の基礎工事及び1号幹線導水路の改修工事が実施されております。

大野交差点改良事業は、道路用地となります竜北公園の法面の掘削及び吉野川の

改修工事が実施されているところであります。

不知火干拓再整備事業は、熊本県において実施計画策定事業を進めるとともに営農計画及び事業促進計画を町のほうで策定をいたしているところであります。

多面的機能支払交付金事業は、30地区で取り組まれておりまして、地区及び営農環境の改善に役立っております。

氷川警察署跡地を活用した住宅政策は、先般ご報告申し上げましたとおり、国土交通省令和3年度公営住宅に関わるPPP・PFI導入推進事業の採択を受けましたので、その実現に向け事務作業を進めているところであります。

下水道宮原処理区の八代北部流域下水道への編入事業は、宮原中継ポンプ場及び宮原流域幹線管渠工事を実施いたしております。

宮原小学校並びに竜北西部小学校の教室及び廊下の研磨工事を夏休み期間を活用して実施完了いたしました。

竜北西部小学校学童保育所整備事業は、敷地造成が完了し、現在、実施設計業務に着手をいたしております。

企業誘致関連では、宇城氷川スマートインター隣接地に、火乃国食品工業株式会社の新工場がほぼ完成をいたしております。来月8日に竣工式が開催される予定であります。

以上、令和3年度主要事業の進捗状況でございます。

さて、本定例会に提案をいたしておりますのは、報告2件、承認2件、条例の一部改正1件、令和3年度一般会計及び特別会計補正予算4件、令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定5件、同意2件でございます。

まず、報告第4号は、宮原まちづくり株式会社経営報告について、報告第5号は令和2年度氷川町財政健全化判断比率等の報告についてでございます。このあと各課長より報告をさせます。

承認第4号は、令和3年度一般会計補正予算（第2号）について。

承認第5号は、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした事件について報告をし、承認を求めるものでございます。

議案第31号は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、氷川町手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第32号は、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第3号）でありまして、歳入歳出それぞれ4億4,339万3,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ71億98万8,000円とするものでございます。歳入の主な項目は、地方交付

税、国庫支出金、寄附金、繰越金及び町債。歳出の主な事業内容は、ふるさと納税事業支援業務委託料及び基金積立金、新型コロナウイルス感染症対策費として大学生扶養世帯給付金及び小中学校トイレの洋式化への改修、地区要望対応事業及び財政調整基金積立金であります。

議案第33号は、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ19億1,601万2,000円とするものであります。歳入の主な項目は繰越金で、歳出の主な事業内容は保険税の還付金であります。

議案第34号は、令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ6,101万2,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ18億2,609万4,000円とするものでありまして、歳入の主なものは繰越金、歳出の主な内容は償還金及び繰出金でございます。

議案第35号は、令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）でありまして、歳入歳出それぞれ3,167万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ5億2,681万6,000円とするものでありまして、歳入の主なものは繰越金及び町債、歳出の内容は改築更新修繕工事費でございます。

認定第1号から認定第5号までは、令和2年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、監査委員の意見書及び主要な施策の成果に関する調書を添付し、認定に付すものであります。

同意第3号並びに同意第4号は、氷川町教育委員会委員の任命について、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単に説明申し上げましたが、具体的な内容につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議をいただき、円満なるご決定とご承認をいただきますようお願い申し上げまして、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） これから、報告第4号から順次、詳細説明を求めます。

地域振興課長、村上孝治君。

○地域振興課長（村上孝治君） 報告第4号、宮原まちづくり株式会社の経営報告につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和2年度宮原まちづくり株式会社の経営状況につきまして、別紙のとおりご報告いたします。

1枚めくっていただきますと、令和2年度事業計画書で、今回で第19期となります。

次の1から2ページにかけまして、計画が記載されていますので、計画に対する実施状況をご報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。中ほどの2、具体的な活動計画、①イベント事業につきまして、表の間を利用した展示会の集客につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響から開催が難しい状況でしたけども、影響が少なかった7月に作品展示を2回実施いたしました。イベントにつきましては、観光物産協会及び商工会と連携して実施していましたが、地蔵祭りや初市など、新型コロナウイルス感染症の影響により全て中止となりました。

主催イベントであります、わらしべ市ではこれまで12月に1日のみの開催としていましたが、密集を回避するため、2週間の期間を設けて開催し、また出店者等の募集をせず、特産品を例年より多く仕入れるなどの対策を行い開催しました結果、12月における来場者は例年に比べると10パーセント減少したものの、640名の方々に来場いただきました。

2月から開催しています、ひな祭り展につきましては、感染拡大防止の観点から大きく広報活動はせず、期間限定メニューなどの販売も中止し、表の間のみでの展示となり、来場者は前期に比べますと約50パーセント減少したものの、1,130名の方々に来場いただきました。

資料2ページになります。②のエコショップ運営事業につきまして、EM発酵液の利用者は環境学習の一環として、町内全小中学校のほか、八代市など町外の小学校におきましても少しずつ普及してきており、利用者の新規拡大を目指して普及活動に努めました。

③中心市街地まちづくり応援団助成事業につきましては、恒例となりました商工会の氷川公園イルミネーション事業に助成を行い、感染症による疲弊する町の活気を取り戻すとともに、早期沈静化を祈願し、アマビエとくまモンなどがデザインされ、また公園内の樹木にも美しいイルミネーションが飾られ、通る人の目を和ませ、中心市街地のにぎわいに貢献できたと思います。

④請負事業では、秋山幸二ギャラリーの管理業務を受託していますが、前期と比べて来館者は半減しましたが、1,000名ほどの方々にご来館いただきました。

次に、当期の収支についてご報告致します。4ページの損益計算書で説明させていただきます。右側の数字になりますが、上の段より営業収益は2,523万8,232円で、前期に比べ約40万2,000円の増額となりました。

一方、営業費用は売上原価が177万4,952円、販売費及び一般管理費が右下の数字で2,192万4,228円となり、これを合わせまして2,369万9,180円、これは前期に比べますと約55万円の減額になります。これはコロナの影響により、一部のイベントが中止されたことに伴うイベント費の支出が少なかったことが減少の主なものであります。

一番上の営業収益から営業費用を引きました営業利益、下のほうの括弧内になりますが153万9,052円、営業外収益1,216円を加えた税引き前の当期純利益は下から3行目154万268円となり、税引き後の当期純利益は113万3,968円となります。

収支の主なものとしまして、6ページをご覧ください。第19期の収支決算書を付けております。収入の部ですけれども、上から喫茶と物産販売の売上で約217万円、まちづくり酒屋管理委託料で436万4,000円、クリーンセンターの請負業務委託料が1,690万7,000円、秋山幸二ギャラリー管理委託料が71万4,000円となっています。

支出の主なものは、社員の人件費で福利厚生費、通勤手当も合計しますと1,910万円、物産等の仕入れが177万4,000円となっています。下のほうのイベント費につきましては、一部のイベントが中止となりましたので15万円の支出となっています。

前の5ページをご覧ください。貸借対照表ですが、右側下の段に純資産を記載しています。当期首の残高が894万7,957円で、当期純利益113万3,968円を加えて、利益剰余金が1,008万1,925円となっています。

以上で、令和2年度宮原まちづくり株式会社の経営報告とさせていただきます。

○議長（米村 洋君） これより、暫時休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時22分

再開 午前10時29分

-----○-----

○議長（米村 洋君） それでは、会議を再開します。

企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 報告第5号から承認第4号を続けてご説明いたします。

まず、報告第5号、令和2年度氷川町健全化判断比率等の報告について、ご説明いたします。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度氷川町健全化判断比率等について、別紙のとおり報告するものです。

次のページをお開きください。令和2年度氷川町健全化判断比率等の数値を記載しております。この報告は、町の財政状況を国が示す統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に、迅速な対応が取られるように関係書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会に報告するものです。

上段の表中、右側の早期健全化基準とは市町村の財政規模に応じて政令で定めら

れた基準で、これを超えた場合は自主的な改善努力による財政健全化を図るため、財政健全化計画の策定や外部監査が義務付けられています。氷川町の比率であります。指標の実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字がなかったことから、ハイフンで表示をしています。

次の指標の実質公債費比率は8.0パーセントです。これは町の一般会計の支出のうち地方債借入金の返済額及びこれに準じるものにどれだけ当てられているのかを示す比率で、過去3年間の平均値です。前年の5.9パーセントから2.1ポイント増加していますが、早期健全化基準の範囲内です。増加の主な要因として、熊本地震の災害廃棄物処理に伴う災害復旧事業債及び小中学校空調設備設置事業に伴う学校教育施設整備事業債の償還開始による償還額が増加したことによるものです。

次の指標の将来負担比率は44.2パーセントです。これは借入金残高のほか、将来負担すべき実質的な負債に当たる額の標準財政規模に対する割合ですが、前年より4.4ポイント増加しているものの、早期健全化基準を大きく下回っています。増加の主な要因としましては、将来負担額の財源に充当可能な財政調整基金の基金残高の減少によるものです。

次に、令和2年度氷川町資金不足比率ですが、下水道事業会計において一般会計の実質赤字に相当する資金不足がなかったため、ハイフンで表示しています。

これで、報告第5号の説明を終わります。

続きまして、承認第4号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年7月1日付けで専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し承認を求めるものです。

開けていただきまして、1ページをご覧ください。

専決第3号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第2号）です。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億5,759万5,000円とするものです。

歳出について、ご説明いたします。7ページをご覧ください。

35款、土木費、20項、下水道費、10目、圧送放流施設管理費、10節、需用費の48万2,000円は、圧送放流用ポンプの水位センサーの故障でポンプが正常に作動しない状況が発生し、早急に改善する必要がありましたが、修繕料が不足したため増額し修繕を実施したものです。

上の6ページ、歳入をご覧ください。財源といたしまして、前年度繰越金48万2,000円を計上しています。

以上が専決第3号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第2号）の内容です。緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分したものでござい

ます。

これで、承認第4号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 総務課長、濤岡美智代さん。簡潔にお願いします。

○総務課長（濤岡美智代さん） 承認第5号、専決処分の報告及び承認について、ご説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により別紙のとおり報告し、承認を求めるものでございます。開けていただきまして、1ページをご覧ください。

専決第4号、処分の内容といたしましては、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。熊本県北病院機構設立組合が玉名市玉東町病院設立組合へ名称変更したことにより、別表第1及び別表第2を改めるものです。

一部事務組合の規約変更には、地方自治法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決が必要であります。緊急を要するため、令和3年8月17日、専決処分したものでございます。

以上で、承認第5号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第31号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

氷川町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、番号法上の個人番号カード再発行にかかる手数料の徴収主体が地方公共団体システム機構となりますので、個人番号カード再発行手数料に関する規定を削除するため条例の一部を改正するものでございます。

この条例は令和3年9月1日からの適用といたします。

これで議案第31号、氷川町手数料条例の一部を改正する条例について、説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 議案第32号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

令和3年度氷川町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,339万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億98万8,000円とするものです。

5 ページをご覧ください。第2表、債務負担行為の補正です。3つの業務委託を追加し、それぞれの債務負担行為の期間と限度額を計上するものです。

6 ページをご覧ください。第3表、地方債補正です。限度額の変更で臨時財政対策債の増額に伴い、総務債を1億6,215万5,000円に変更するものです。

歳出の主なものについて説明いたします。14ページをお開きください。10款、総務費、5項、総務管理費、13目、振興局費、17節、備品購入費の34万5,000円は、新型コロナウイルス感染症対策として、まちづくり酒屋に換気機能付きエアコン1台を購入するものです。

15目、企画費、12節、委託料、5,300万円は、ふるさと納税額の伸びにより寄附目標額を8,000万円増額し、1億8,000万円としたことに伴う業務委託料を計上するものです。

16ページをご覧ください。10款、総務費、15項、5目、戸籍住民基本台帳費、17節、備品購入費、77万円は、マイナンバーカードの記載事項に変更が生じた際の手書き対応をきれいで見やすくするため、専用プリンターを購入し対応するもので、国の個人番号カード交付事務費補助金を活用して行うものです。

18ページをご覧ください。15款、民生費、10項、児童福祉費、5目、児童福祉総務費、12節、委託料の放課後児童クラブ健全育成事業新型コロナウイルス感染症対策764万4,000円は、子ども子育て支援として、町内学童保育所3カ所の新型コロナウイルス感染症対策のための必要品の購入と学校休業日等に対する委託料で、国3分の1、県3分の1の補助を財源とするものです。

22ページをご覧ください。30款、5項、商工費、10目、商工業振興費、18節、負担金補助及び交付金の517万円は、県が感染拡大防止対策として飲食店に対し、9月12日まで延長して実施する営業時間短縮要請協力金事業への市町村負担金です。

35款、土木費、10項、道路橋梁費、10目、道路維持修繕費、10節、需用費の475万円は、町道物見櫓線他、地区要望等に伴う町道修繕料の増額で、次の12節、委託料の380万円は、社会資本整備交付金事業採択に向け、町道吉本本山線の路面性状舗装構造の調査を行うものです。

24ページをご覧ください。35款、土木費、20項、住宅費、5目、住宅管理費、10節、需用費の修繕料155万円は、有佐駅前団地の漏水修繕等で、12節、委託料のアスベスト調査委託料は吉本団地を調査するもので、法改正に伴い解体前に調査が義務化されたことによるものです。

25ページをご覧ください。45款、教育費、5項、教育総務費、10目、事務局費、18節、負担金補助及び交付金の1,300万円、学生扶養世帯給付金は町

独自の新型コロナウイルス感染症対策事業として、昨年7月に実施したところですが、長引く新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、改めて経済的に厳しい状況に置かれている学生を扶養する方に対し、教育を支援するために前回同様、学生1人につき5万円を給付するもので、対象者260人を見込んでの計上です。

45款、教育費、10項、小学校費、5目、学校管理費、10節、需用費の修繕料新型コロナウイルス感染症対策1,848万円は、町内3つの小学校において一部に和式トイレを残し、その他の和式トイレを洋式化することにより、飛沫感染対策を図るものです。

26ページをご覧ください。45款、教育費、中学校費、学校管理費、10節、需用費の修繕料新型コロナウイルス感染症対策の297万円は小学校同様、竜北中学校の和式トイレを洋式化することにより、飛沫感染対策を図るものです。

続きまして、歳入の主なものをご説明いたします。9ページをご覧ください。

40款、5項、5目、5節、地方特例交付金及び45款、5項、5目、地方交付税、5節、普通交付税は、交付決定額より補正するものです。

13ページをご覧ください。95款、諸収入、20項、5目、5節、雑入の町費補助金返還金848万6,000円は、氷川町体育協会をはじめ補助金交付団体から令和2年度事業実績に伴う返還金で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業を実施できなかったことによるものが原因です。

99款、5項、町債、5目、総務債、10節、臨時財政対策債は、交付税の算定結果に基づき、借入額を補正するものです。

29ページからの給与費明細書及び32ページの地方債の前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第32号、令和3年度氷川町一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 議案第33号、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1ページをお願いいたします。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億1,601万2,000円とするものです。

まず、歳出についてご説明いたします。7ページをお願いいたします。

45款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、5目、一般被保険者保険税還付金、22節、償還金利子及び割引料の110万円の還付金は、国保離脱や失業軽減等により、過年度遡及処理による保険税の還付金を追加補正するものです。例年より多く件数が発生したためでございます。

次に、歳入をご説明いたします。6ページをお願いいたします。

45款、5項、10目、繰越金、5節、その他繰越金110万円の増額は、歳出にありました還付金分でございます。

これで、議案第33号、令和3年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 議案第34号、令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,101万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,609万4,000円とするものです。主な歳出をご説明いたします。

8ページをお願いいたします。35款、諸支出金、5項、償還金及び還付加算金、10目、償還金、22節、償還金利子及び割引料4,877万8,000円並びに27節、繰出金1,139万3,000円は、令和2年度介護保険特別会計予算の事業実績により、介護給付費及び地方支援事業費分を国、県、支払基金、町へ返還するものです。

6ページへお戻りいただきまして、ただいま説明しました歳出の財源は、45款の繰越金6,017万1,000円となります。

以上で、議案第34号、令和3年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 議案第35号、平成3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

令和3年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり定めるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,

167万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,681万6,000円とするものとございます。

4ページをご覧ください。債務負担行為として、指定管理者への宮原浄化センター管理業務委託分、令和4年度と5年度の2カ年合計、8,972万円を計上しています。

次に、5ページをご覧ください。地方債補正として、下水道債6,830万円を7,330万円に増額します。

次に、歳出の説明を行います。9ページをご覧ください。5款、5項、公共下水道費、10目、公共下水道維持費、14節、工事請負費で、氷川町公共下水道管路改築更新修繕工事として2,800万円計上していますが、これは繰越事業として実施していました同事業施工の際、管が一部破損して大量の漏水が確認されましたので、止水しないと管更生ができなくなり、止水工事等を追加で実施するための補正になります。

また、18節、負担金補助及び交付金では、流域下水道維持管理負担金として額決定による不足額を240万7,000円計上しています。

次に、歳入の説明を行います。8ページをご覧ください。歳出で説明を行いました止水工事に伴う歳入として、5款、国庫支出金、5項、国庫補助金、5目、5節、下水道補助金に社会資本整備総合交付金500万円と35款、5項、町債、5目、5節、下水道債に500万円を計上しています。

10ページの地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書につきましては、内容をご確認ください。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 企画財政課長、増永光幸君。

○企画財政課長（増永光幸君） 認定第1号、令和2年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度氷川町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものです。決算の認定につきましては、配付しております別冊の資料、令和2年度における主要な施策の成果に関する調書の中で、事業の内容などを詳しく記載しておりますので、決算の概要について説明させていただきます。

まず、決算書の歳入の1ページから2ページをご覧ください。5款、町税です。予算現額、調定額、収入済額は省かせていただき、次の不納欠損額が5項、町民税148万2,319円、10項、固定資産税346万3,846円、15項、軽自動車税26万5,855円です。また、収入未済額は5項、町民税1,021万8,6

43円、10項、固定資産税2,187万8,239円、15項、軽自動車税227万6,044円です。

続きまして、3ページから4ページをご覧ください。55款、分担金・負担金、10項、負担金の不納欠損額3万8,300円、収入未済額20万8,740円は、いずれも保育料です。60款、使用料及び手数料、5項、使用料の収入未済額17万600円の主なものは住宅使用料です。

続きまして、5ページから6ページをご覧ください。99款、5項、町債で、予算現額と収入済額との差1億3,860万円は、繰越事業などに係る予算減額と事業費確定に伴う実際の借入額の差額の合計で、令和2年度において地方債を一部財源とする町道改良事業や消防小型動力ポンプ積載車事業が繰越事業となったことによるものです。

次に、歳出です。7ページから8ページをご覧ください。20款、衛生費、5項、保健衛生費の翌年度繰越金292万5,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業分です。

9ページから10ページをご覧ください。30款、土木費、10項、道路橋梁費の翌年度繰越額1億5,052万7,000円は、町道北川反甫北鹿野線道路改良事業他4事業分です。

40款、5項、消防費の翌年度繰越額6,271万5,000円は、消防小型動力ポンプ積載車整備事業他、1事業分です。

続きまして、153ページをご覧ください。153ページ、実質収支に関する調書です。歳入総額88億9,904万2,732円、歳出総額84億7,484万1,230円で、歳入歳出差引額4億2,420万1,502円です。翌年度へ繰り越すべき財源の(2)繰越明許費繰越額1,389万2,000円を差し引きまして、実質収支額は4億1,030万9,502円となります。

次に、154ページをご覧ください。財産に関する調書です。以降につきましてはご覧いただきたいと存じます。

以上で、認定第1号、令和2年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 認定第2号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見書を付けて議会の認定に付するものでございます。

歳入の主なものとしたしまして、9ページ、10ページをお願いいたします。右から3列目の不納欠損額の1行目、590万9,927円は、前年度より723万円ほど減少しております。また、右から2列目の歳入未済額、いわゆる滞納額のほうは1行目、3,495万7,561円となり、前年度より約1,457万円減少した結果となっております。

同じページの歳入5款、国民健康保険税の収入済額は右から4列目の上から1行目、4億2,252万1,016円となります。

その下の5目と10目の5節から10節であります、現年課税分の収入済額の合計額は4億525万6,990円で、収納率97.57パーセントとなります。ちなみに県の平均は93.89パーセントでございます。

同じ目内の15節から20節であります、滞納繰越分の収入済額の合計額は1,726万4,026円で、収納率35.94パーセントとなっております。

続きまして、15、16ページをお願いいたします。歳出の大半を占めます10款、保険給付費について、その中でも多く占めますのが5項、療養諸費と次のページの10項、高額療養費です。

16ページに戻っていただき、上から6列目、下から7行目の支出済額12億3,746万5,258円は、前年比4.16パーセントの減となっております。その行の右側、8,477万4,742円の不用額は、3月で補正を見込んで一部減額しましたが、残額となったものでございます。

25ページの実質収支の収支に関する調書と26ページの財産に関する調書につきましては、ご覧のとおりです。

これで、認定第2号、令和2年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 福祉課長、山本昭義君。

○福祉課長（山本昭義君） 認定第3号、令和2年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の主なものをご説明いたします。27、28ページをお願いします。歳入5款、保険料に対する不納欠損額は416万7,600円となります。

次に、33、34ページをお開きください。歳入の5款、保険料の収入済額は3億3,666万1,000円です。

そのうち34ページの節区分欄、5.現年度分特別徴収保険料及び10.現年度分

普通徴収保険料を合計した収入済額は3億3,555万5,600円で、収納率99.6パーセントです。15.滞納繰越分普通徴収保険料の収入済額は110万5,400円で、収納率13.5パーセントとなります。

続きまして、43、44ページをお願いします。10款、保険給付費の支出済額は14億8,484万8,715円で、前年比1.0パーセントの増となります。

次に、51ページの実質収支に関する調書は、歳入総額18億376万6,883円、支出総額16億4,638万8,011円、歳入歳出差引額1億5,737万8,872円となります。

右の52ページ、財産に関する調書は基金で介護給付費準備基金の決算年度中の増減高は3,007万1,473円で積立金による増額となり、現在高1億1,214万5,924円となります。

以上で、認定第3号、令和2年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 建設下水道課長、星田達也君。

○建設下水道課長（星田達也君） 認定第4号、令和2年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度氷川町下水道事業会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

歳入の主なものからご説明いたします。59、60ページをご覧ください。5款、分担金負担金で収入未済額180万4,520円が出ております。これは過年度分の分担金でございます。

次に、10款、使用料及び手数料では、不納欠損額18万3,370円、収入未済額が381万2,375円出ております。

次に、歳出の主なものを説明いたします。65、66ページをご覧ください。5款、5項、公共下水道事業費、10目、公共下水道維持費におきまして、10節、需用費で418万円、これはマンホールポンプ場の修繕料を繰り越ししております。

併せまして、14節、工事請負費では、管路更新工事につきまして4,555万8,000円を繰り越ししております。

次に、69ページ、実質収支に関する調書について説明いたします。歳入総額6億1,726万6,338円、歳出総額5億7,554万3,197円で、差引額4,172万3,141円から、繰越明許費繰越額513万2,000円を引きまして、実質収支額が3,659万1,141円となっております。

70ページ以降の財産に関する調書につきましては、ご覧いただきたいと思っております。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 認定第5号、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものでございます。

決算の主なものについてご説明いたします。76、77ページをお願いいたします。歳入につきまして、5款、後期高齢者医療保険料に対する不納欠損額、D欄、右から3列目、上から1行目、7,900円、滞納繰越分で対象者は2名です。

次に、事項別明細書82、83ページをお願いいたします。5款、後期高齢者医療保険料の歳入済額、右から4列目、上から1行目、1億1,831万8,250円です。

その下の5目と10目の5節、現年度分の収入済額、上から4行目と6行目の合算額は1億1,805万700円で、収納率は99.68パーセントとなります。

同じく10節、滞納繰越分の収入済額、上から7行目は26万7,550円で、収納率43.05パーセントとなります。

中ほどの20款、繰入金につきまして、主なものは一般会計より保険基盤安定繰入金としての83ページ、右から4列目、収入済額、下から9行目、5,029万7,202円を繰り入れております。

86、87ページをお願いいたします。主な支出といたしまして、10款、後期高齢者医療広域連合納付金として、中ほどの行の87ページ、右から6列目、支出済額1億6,855万7,152円を支出し、前年比8.26パーセントの増となっております。

最終ページ、90ページの実質収支に関する調書は、ご覧のとおりでございます。

以上で、認定第5号、令和2年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を終わります。

○議長（米村 洋君） 町長、藤本一臣君。

○町長（藤本一臣君） 同意第3号についてご説明いたします。

次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町野津3963番地

氏名 沼田則子

生年月日 昭和27年3月6日生まれでございます。

同氏は平成21年11月23日から、教育委員会委員の職務に精励をいただいております。現在3期目でございます。

教育に対する熱意が強く、温厚で実直な人柄が示すとおり、献身的にその職務にご尽力をいただいております。今後も教育委員として活躍が期待できますので再任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

続きまして、同意第4号についてご説明いたします。

次の者を氷川町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所 熊本県八代郡氷川町鹿野1277番地2

氏名 森野文湖

生年月日 昭和47年12月8日生まれでございます。

同氏は令和2年4月1日から、教育委員会委員の職務に精励をいただいております。現在1期目でございます。

教育に対する熱意が強く、温厚で誠実な人柄が示すとおり、献身的にその職務にご尽力をいただいております。今後も教育委員として活躍が期待できますので再任いたしたく、同意をお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（米村 洋君） 暫時、11時20分まで休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時12分

再開 午前11時24分

—————○—————

○議長（米村 洋君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に決算の認定について監査委員から審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。

監査委員、島田博行君。

○代表監査委員（島田博行君） 審査を実施しましたので報告いたします。審査意見書の最終ページ、31ページをお開きください。

令和3年7月12日付けで、町長より審査に付されました令和2年度一般会計歳入歳出決算及び各特別会計決算について、7月19日から8月6日までの間、審査しましたので、その結果及び意見を申し述べます。

各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、各課より提出いただいた主要な施策の成果に関する調書他、関係書類を基に各担当課より事業内容、事務処理等について聴取しながら審

査を実施しました。

提出された決算書書類はいずれも地方自治法施行規則に示された様式に基づいて作成されていて、各決算の数値についても適正であることを認めます。

続きまして、予算の執行について意見を申し述べます。2ページ、3ページをお開きください。

2ページの第1表から3ページの第3表に記載しましたとおり、一般会計と各特別会計の歳入歳出決算額の総額は歳入が136億2,880万3,765円、歳出が127億613万5,634円であります。歳入の収納率は99.3パーセント、歳出の執行率は95.3パーセントで、翌年度への繰越額2億6,590万5,000円を差し引いた執行率は97.2パーセントとなっています。

歳出予算の執行率を各会計別に見ますと、一般会計95.8パーセントで、翌年度繰越額2億1,616万7,000円を差し引いた執行率は98.2パーセントであり、国民健康保険特別会計94.9パーセント、後期高齢者医療特別会計99.2パーセント、介護保険特別会計95.0パーセント、下水道事業特別会計89.4パーセントで、翌年度繰越額4,973万8,000円を差し引いた執行率は96.9パーセントとなっています。

31ページに戻りまして、1. 予算の執行についての下から2行目になりますが、予算執行において節間内の流用が一般会計で12件あっています。大半が想定外、緊急的な事案と思われますが、一部で予算の計上漏れによる流用も発生しています。なお、予備費の充用はありませんでした。

次に、財政運営について審査報告いたします。各会計の決算の概要については4ページ以降の各会計ごとに記載しているとおりであります。

一般会計の実質収支比率は11ページをご覧ください。11ページの第14表、財政指標に記載のとおり、令和元年度7.2パーセントが令和2年度は9.8パーセントとなり、2.6パーセント上昇しています。総務省が発表しています地方財政白書における令和元年度決算の市町村平均4.0パーセントを上回っている状況であります。

財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は98.7パーセントで、令和元年度より2.3パーセント上昇しています。これは公債費が前年度比2.4パーセント伸びたためと思われます。

一般的に市町村によっては、適正水準が70パーセントから80パーセントが望ましいと見られていますが、地方財政白書における令和元年度決算によると、経常収支比率が80パーセント未満に5.0パーセント、80パーセント以上、90パーセント未満に33.1パーセント、90パーセント以上に61.9パーセントの市

町村が位置しています。

財政力指数は令和２年度０．２９パーセントで、令和元年度と変わっていません。自主財源における町税及び国民健康保険税の不納欠損額及び収入未済額は減少傾向にありますが、税の公平性を保つためにもさらなる徴収対策を講ずる必要があると思われる。

今後も産業の振興、生産年齢・人口の増加など、定住化等に努力され、課税客体の増加に努められることを望み、将来にわたり安心・安全なまちづくりができる財政運営をお願いしたいと思います。

以上で、決算審査報告を終わります。

○議長（米村 洋君） これから、質疑を行います。

承認第４号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、承認第５号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第３１号について、質疑ありませんか。

吉川義雄君。

○６番（吉川義雄君） ３１号、手数料条例の一部改正する条例であります。手数料を徴収しなくなったということは分かりますが、再発行の手続き事務等はどのようになるのでしょうか。本来、そういった作業があるから、私は手数料の徴収は発生してくると思うんですが、再発行の事務手続きはもうやめるんですか。そこはどうなのでしょうか。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 再発行の事務自体は従来どおり行います。

以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君。

○６番（吉川義雄君） 従来どおり行う。それについてはかかる費用、変な話ですが、仕事はするわけですね。それについてはもう一切ないということですね。徴収はできないでしょう。仕事してもお金は、ということですね。なんかちょっと腑に落ちない点があるのですが、もう一回、ちょっと詳しく。

○議長（米村 洋君） 町民課長、尾村幸俊君。

○町民課長（尾村幸俊君） 冒頭申し上げましたが、従来、町のほうで条例に基づいて徴収を行ってございましたけれども、地方公共団体情報システム機構、ジェイリス

(J-L I S) というところですがけれども、そちらが今後、主体となって行うこととなります。手数料を J - L I S のほうで徴収することが想定されたもので、町の条例を改正するものでございます。再発行時につきまして、お金は歳計外のほうで受け入れて歳計外で出すということで、間接的ですけども、お金の流れはそういうふうになります。

以上です。

○議長（米村 洋君） 吉川義雄君、いいですか。

○6 番（吉川義雄君） いいです。あとで聞きます。

○議長（米村 洋君） いいですか。

○6 番（吉川義雄君） はい。

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） これで質疑を終わります。

次に、議案第 3 2 号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 3 3 号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 3 4 号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 3 5 号について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 3 1 号から議案第 3 5 号まで、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 1 号から議案第 3 5 号まで、議案付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前 1 1 時 3 5 分